鉗狂人

210.3
To339Mk
II

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk-II

ガラス使用

鉗狂人序

国立国会図書館
26.9.10
図書館

244993

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ

ガラス使用

文政二年三月

從四位下度會神主氏允

国立国会図書館蔵書

鉗狂人

いづこ乃いかなる人にかあらむ。近きころ衝に發といふ書紙あらはして。みぐりに大御国の御いかしへをいやしめおとして。かけまくもいとゝかしこ御皇統をけへ尓。たゞかぎりもなくあらぬまぢに論じまはるなど。むとへり狂人の言へ。故今これを辨じて。名づくることかく如し。

彼書に云上古の世紀天神七代地神五代となづけて。これを神代といふ。神武紀に此写紙一百七十九葉二

国立国会図書館 タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ
ガラス使用

千四百七十餘年とす。此年数もとより論ずるに無らば。
此年数は。自天祖降臨以逮于今とあれば。迩々藝命の天降り
坐しよりこなたの。その上文に我天祖とあるを。迩々藝命なるにて
知べし。然るを今七代五代を合せての年数のぬくいへるは誤なり。
忍穂耳命よりあなたの年数は。なおいく百萬年といふことは
しらば。さて此年数を論ずるに無らばといふは。甚しきみぞり
云なり。論ずるに無らざること。何をもて知れるにかいぶかし。
すべて神代の傳説は。みな大に霊異くして。尋常の事理にはと
ゆるなに。人みな是を伝ずることあたはず。そこに古事は解釋する
人を。おのがんのむくるに法万ぐいひ曲て。今日の事理にかなふ

さ万に説なれば発生す。そはみな漢籍を以て惑ひたる私ごとに。
おのがんをもて思ふかたにいひまげば。もろくのこといかやうにも
いひ曲らるべし。然るに今論者のかきは。志かいひまぐるるの非
なるは知ルなに。むたふるに論ずるにあらばとして。すべて神代
の傳へをば取らざるに。これかの已がんにまかせていひまぐるよりは。
少しまされるに似たれば。霊異きを以てこれを伝ぜざるは。
又同しく漢籍をにまどへるものに。凡てからぬことゞろは。尋常
の見聞の事理になづえて。甚小量なるものに。いかにといふに。まこ
との理といふものは。はなはだ霊異しく妙なる物にして。さら
に人の小さ智をもて測識べきところにあらば。人のよくも

り望まる所は。まづかにその百分が一にも及ぶべからず。然るに
此天地の内にも外にも。上古にもゆくさ現にも。思ひの外なる
いかやうの奇異(アヤシ)きるすれはらむも測知(ハカリシリ)がこれまざなるを。漢国
のならひとして。古への聖人といふものは始め世の人みな。おのがん
をもてよろづを思ひはかりて。かくはあるべき理ぞ。かくはあるまじ
理ぞと定めて。その己が定めるところを理の至極と思ひ。此理
の外は如きことゝ心得たり。その驗(コヽロ)むるところとてハ。書典にのまる
所。三千年にあらざる内のすにして。その間(アヒグ)に無きるすハ。天地乃
始めにも殆りにも決めて無き理と思ひ。又その間の年数を。いと
いと久しきすと思ふ也。天地の無窮なるはひざにとりても。

二千年三千年などハ。ちゞいさらかれなどなるべきに。其事に
無(ナ)しとて無きに定めむハ。智の基(タ)小量なるにはらずや。其
べく人の智ハ。かの聖人といふ者といへた。限(カギリ)ありてなるべき知ら
ぬるすハいと多き様。ましてその聖人にも及ばぬ人をや。今
論者神代の年数を信ずることはあるも。此漢ことに
惑(マド)ひおぼれて。まことの理の測(ハカリ)がこれるすれば思ひぞ。天地の始
殆乃基(タ)久遠なるべきことは思ひはざるより起(オコ)まり。或人琉球
国にまかり渡りて。こゝ有るすたかたりきる中に。加賀殿と
中す古大名は。百万石の地を領じるにといひければ。かしこ
のかしこき人あざまらひて。日本人の物語はみなあらごと

物り分量とて。少ぎなりに分量とぞ。ひだへのよく似たること
なり。すべて物まちりしく少し智ある人。薄ぶえんにう
つりぬれば。いよくその智小量ゆなる後。返りて智の開
きたるぬく思ふことをこ物ま。もしその小量物るからぬえ
ごころ浅清くも物れて。まことの理ハはかり知がたきもの
ぞといふことをぶふよくけとりあバ。神代に疑ひハあるべから
ぐ。抑皇國を。四海萬国を照し坐まし天照大御神の生坐
る御つ御国にして。その皇孫命ハ。天より降りましくて。
天地とともに遠長く志ろしめ先き御国物ましバ。萬國ハ
元にして。萬国にすぐれたるが故に。天地の始より神代の

る事。いと詳に正しく傳ハ事来て。今も古事記日本紀に
のこれ事。外国ハ天照大御神の生ませる御国にあらぐ。皇孫
命の志ろしめ御国にあらぐるが故に。はじ先より定まれる
君ぶふなくして。悪神ところをえてあらびつゝ。国治まりがた
く。その時くかしこきものつよき者あらそひて。かたるく君長
とハなりて。いとくみぶりがたしきから。天地のたじ先神代
のる事も。正しく詳なる傳説なくして。今まのあるを
世を照しめ日神の始をすらえ知りあらぐ。さぶ例のおのれ
おのまがけりしらんにまかせて。天地の始をも萬のるをもおし
はかり好説をのこ物して。返りておもをかしこきるをにおも

へり。ちるハ正しく詳ふこそあらん称。いづれの国にもおのくいさゝか
づゝ上古の傳説ハ有て。そのまことの傳へハ。いづれも奇霊(アヤシ)きるす
多くして。神代紀の心だへ似たりけむを。漢国などにハそれ
かたいしれのこれるをも。みな不経虚誕なりとして。さまたげ
ざりしから。漸ふ失(ウセ)ゆ紀つゝまれふれるゝ。殷の代などまでも
なほ上古の傳へを守しるすもまゝつとおぼし紀ふ。周ふ至て周公
且といふをれこ。聖人といはるゝ中にも。殊ふ邪智ふかく。知さすに
ちかしらをのみ用ひしより。いよく世人のちかしらん増長せり。
抑此天地ハ。漢国人のつゝみにいふなる太極陰陽などのめき小理ふ
てハ。決て成立ものじく。されハ霊(アヤシ)異く微妙なる理ありて成

立しらるべけれバ。神代の事迹ハもとより甚ありやしきるすのを
多くるべきわゝ。又天地出来てより以来ハ。甚久遠なるべけれバ。神
武紀に出たる年数も何ゝハ疑ふべき。先を虚妄ゝとして取(ラ)
ざるハ才ゝに忍昧ゝといふべし。和国人ももとより神代の正し
きまことの傳説をしらざるものなれバせむかたなし。ありが
たくも皇国にハかゝるまことの傳へおとのあてまて。皆人これを
うかゞむ知ることなるふ。これを伝ざることあたハ。ゝ
まてゝ和国の風俗をかしこ紀ことふ思ひ伝ざるハ。いか
なるまどひぞや。その才に疑ひなからも学(タスト)むともがらも。
なほその惑ひ浅きを。此論者のめく人よりすぐ秘てかし

244993

国立国会図書館 タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ ガラス使用

こかうむとて。もてふる糸乞(スフ)磨(ス)るハ。いよ〳〵まぢひの基し
きん。かくとそそ〳〵く辨じても。千数百年にもみ有(ア)らる
かうぬえん乃癖(クセ)ハ。おそもみやう糸の除(ノゾ)こりがたうるべうれど。
こちまちに伝ぞる人いよ糸(ふ)りがたかるべうれど。人いう糸
かーこきも智(ち)りぎりのそて。なほ小(チサ)きあるれバ。誠の理(ハカリ)ハ測
知(こり)ぐと記(し)ぬそといふをぶ糸ちとりみバ。まぢふことハるまじ
きぞかー。ちてうよ神武紀の天孫臨降(あまくだり)以来(このかた)年数を。今
かうふその三代糸むとく〳〵く分つときハ。一代大よそ古十(そ)年(とし)ばか
りにわたるべきを。古る記よ日子穂(ヒコホ)〻手見(テミノ)命坐二高千穂宮一(ニシテスー)伍佰
捌拾歳とわる。かくのめく計尊の年数の甚短く。又神武天皇

に至(イタ)てハいよ〳〵ちぢまり弥(イヤ)つゞまりて。人の疑ひあるべうれど。
れハ必ず従(シタガ)ふべきあのそことと。そのまゝ古事記を古事記伝詳(つまび)ら
へまバ。こゝ糸ハ暑きう。

天神七代をあのこゝ糸ハてくだ〳〵人脈(みゃく)あきこと何をもて知(シ)るふう。
おーはうりてかくいふそ。例の漢籍(カラブミ)ごころの俗習(ゴロ)ふ。

地神五代の始(はじめ)ハ西土の西漢の時糸わたる
まづ地神五代と申(まを)すハ。古書に見えたるまで。大糸遠(とほ)つ祖(おや)の称ふそ
あるそ。天照大御神(あまてらすおほみかみ)天之忍穂耳命(あめのおしほみみのみこと)ハ高天原に坐(ま)せバ。天つ
神と申(まを)すもとより論(あげつら)ひなし。迩々芸命(ニニギノみこと)ハ此土糸天降(あまくだ)り給(たま)へれ。

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ　ガラス使用

先も本天つ神ハ。日子穂ゝ手見命菅不合（フキアヘズ）命ハ此土に生坐（アレマシ）ぬ
ましたる。此二代をも天つ神の御子とかし。天孫などこそかせ。地
神とかせることなし。姓氏録に神別の諸氏を三ツに分て。天神
天孫地祇といへるに。此代々の御後をバ天孫ノ部に收免て。地
祇にハ收免ざるを以て知べし。御ましバ地神五代とかけ称ハ。古へを
も知らざる後世人のみだりにいひ出たることゝ。これハこゝろの論ハ
題言にあづからざるなれば。かくいふハ胡とが先に似られた。
此論者古言古云ハ志らず。古事記日本紀をまことによく解
することあるハずして。上古を論ずること甚みだりなるなり。
いさゝか驚かしおくゝ。此出ハ題言べて古へに昧（シラ）きこと。皆此類ゝと

知べし。さて天照大御神の高天原をしろし先し初しハ。かの一百
七十九万餘案よりなる遥（ハルカ）に古へのすゝにして。其年数ハ僅へ
ごとなれバ。幾百萬案といふことハ志らず。然るに今例の漢国
のまづかに夏殷の代などよりこなる年紀を立て。こかくいふ
なる小き説に知らひて。これハはからむとするハ。いと〳〵おふ
けなくなむ。

辰韓ハ秦の亡人にして。素戔嗚尊ハ辰韓の主なる

此位皇國をもろこしの秦の代より後のすゝとし。又何事も
皆韓より起ましたる。論者の題言のなり。然ましたる須佐之
男（ヲノ）命を辰韓の主といふこと。さらに按なし。固て按ずるに

これは神代紀に。此神新良の国に降り給へりしことなるを
て授とせるなるべし。そは新良即チ辰韓とんなれていふめる
也。これ大に誤れることゝ。抑須佐之男ノ命ハ天照大法神の法弟
命にましませバ。かれも何こしにくハ。周ノ武王が箕子を朝鮮に封ぜ
し時などよりも。数百年以前の神にてましませバ。くぐくしれ
辰韓の辨などに及ばざるなれ也。姑く論者の言を立ていたむ
にハ。まづ新羅を辰韓とんなれること無忽ん。そのよしハ先ッ韓
地の沿革を詳にして後に辨ぜべし。抑今の朝鮮国は。古への三
韓朝鮮なる句麗穢貊沃沮などいふ国々を混一しなる物にして。
二韓の地ハ今の朝鮮の内の南方半分ばかりん。三韓とハ馬韓辰

韓弁辰の三ッにして。馬韓ハ西に在て大ん。辰韓ハその東にありて
小ん。弁辰は辰韓の南にたて是も小ん。けて周ノ武王が箕子
を封じたりし古への朝鮮ハ。三韓の北に在て一小国なりしを。
漢代の始つかた。燕の亡人衛満その国を取て。孫の世までこれを
ちなる。此時ハやゝ大にして。侍(カタハラ)なる高麗穢貊沃沮などをも
したがへなれ也。これらの国々にも別に君長はなり。朝鮮又南なる
三韓ハ別にして。馬韓に五十よ国。辰韓弁辰におのく十二国あり
て。すべて七十餘の小国有り。さて魏志にハ。弁辰の内に二十六国
をてその名を挙たる中に斯盧国といふ所也。これ新羅ん。
北史の新羅傳に亦曰斯盧國といへり。故に唐書に新羅ハ弁韓

苗裔也といひ。又代史にも新羅ハ弁韓之遺種也といへり。然れ
バ新羅ハもと弁辰の中の一国にて。辰韓にはあらざり
しを。然るを後の世にてもこれを誤りて辰韓と
心得たる者あり。北史に新羅者其先本辰韓種也といへる
たぐひ是也。こは弁辰を弁韓とも弁辰韓ともいへるゆゑに。
辰字によりて辰韓とまぎれたるなり。又漢書にハ三韓と
いふ名ハ見えずして。これを辰国といへり。後漢書にも三韓ハ
皆古之辰国也といへり。然るを魏志に辰韓者古之辰国也と
いひ。顔師古が漢書の注にも辰ハ辰韓之国なりといへる。是らも辰字に
よりてふと誤れるものなり。さて新羅を。魏志に出せる所を甚

小国と見えて。晋書にも宋書魏書などにも百済の
伝ハあれど。新羅伝をかけし。北史南史に至て新羅伝をのせたり。
然れバ漸くに強大になりて。その比ほひ高麗百済と鼎足のごとくな
並立りとみゆ。日本紀に見えたる趣も然也。かくて後ハもはら
此三国をさして三韓といふなれど。其中に百済
を馬韓とするハ遠からず。新羅を辰韓とするハ誤なることハ上
にいへるがごとし。又高麗を弁韓とするハ殊に遠へり。弁韓ハ三
韓の中にも最南に在り。高麗ハもと三韓とハ別にして。朝鮮穢
貊などをへだてゝ北方にありしなり。後に漸くに大国となりて。倭
国をも多く併(アハ)せられた。そのかみ既に弁韓の地もその域内に

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ
ガラス使用

あらざるをや。さて三韓の事。漢土の代々の史に記せるところ。次第に其史の文をもて誤りてまぎらはしき事。かの弁辰と辰韓とを混じたる類いと多し。されば人よくせずば誤りぬべし。今もその代々の史共を引合せて考へたるところ。件のごとし。然るに論者漢籍をば、ひたすらに信じてかくのごとく謬のあるをもえさとらで。新羅即チ辰韓となして姓氏録なる新良の事を引合せていへるなど皆謬也。新羅ハ弁韓にして辰韓にハ非ること。上件のごとくなれバ。須佐之男命辰韓にハ縁なし。抑今論者上古の傳説を破りて。新説を立(タテ)むとすれバ。その本づく所をよく固(カタ)めおきてこそはいふべきなるに。その考へ甚疎忽にして。根本とする所よ

まづかくのごとき遠きいふ人ハ。餘も准へ知べきなり。又秦の亡人などの文も。後漢書魏志晋書等に記せるまゝなるに。その本をば考へあはさずして。いたく後世の東國通鑑に拠て定められたるハいかゞ。たゞかの書まで見ずにあれバ。何れの書にてもみなたゞしかなる物と思つるにや。

姓氏録右京皇別新良(シラギ)貴(ハ)彦波瀲武鸕鶿草葺不合尊男稲飯命之後也是出於新良國主稲飯命出於新羅國王者祖合日本紀不見

姓氏録此條板本ハ誤ありて。此義明ならず。おのれさきに古本二本を以て校合しけるに。いづれも是出の出字なく。國

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ
ガラス使用

字の下に即為國の三字有て。是於新良國即為國主とあるを。
是にてよく聞こえり。出於の出字ハ。下にも出於とある本より
まぎれて。上にも入れ。又即為國の三字ハ。國字の二ツあるより
まぎれて脱(オチ)たるなり。もし己が古本といふを疑ハば。其本(ホム)世
間にも見えてゐべし。さて其下の文を。古本も皆板本と同
じことゝ。猶誤れべし。こゝろみにいたゞ。下の出於を二字ともに
衍にて。稲飯命ハ新良國王之祖也とやうきむ。かゝらばかく如
ぬくれらでハ上文と意貫(ツラヌ)かばかりぬるすゝ。此命新羅国へ渡り
ゐへりとおぼしきことあり。其よし古事記傳にいへり。さて論者
これ後こゝに引たるを。神武天皇ハ周恵王よりはるかに後

なりといふ說にしたるなれども。件のぬく板本脱誤ありて。
論者の意とハ反覆したるなれば。さらにかなハば。そも
そも論者。何をなりたる引出て。己が說を助けむとするゝのこ
ゝろみもやれるから。いさゝかも三韓にかゝれることあるをバ。
見つくるまゝに引出て。文義の聖しぬにもゝつかば。かゝる如疎
漏ありて。中々に強(シヒゴト)事ありけるとしてけれ。いで板本の
誤なる由を。稲飯命を菩不合葛の男といひながら。たちまちに
まゝ出於新良国主とハいかゞ。もし然らば菩不合葛をも共に
新良王より出のふとするまや。姓氏録ハ。此論者などの說のぬく
にかまかせていふべき私の書にハあらば。朝廷に進(タテマツ)る公の出な

るに。皇祖なる菅不合尊を。新良王より出ゐふとして可ならむ
やた。又縮飯命もし新良王より出給ひ。此姓ハ諸蕃にこそ収む
べけれ。いかでか皇別にハ収めむ。皇別に収ふるは。神武天皇の
法兄弟にまれがなし。

神武帝の辛酉元年を周恵王十七年にあつまども周
恵王の時何ぞ辰馬の二韓ならむ

論者ゝ漢国の書をのゝ捜として。三韓などをもみな周の代
よりハ後のるすと思ふめまた。然らざることゝ。漢国にてその国なる
ことを知りたることゝ。周より後にてもあらめ。其国ゝハもとより
有て王もまべく。天地のはじめより数百万年の間有き。いく

度か変易ありて。国の盛衰人物の有無増減などもかはるべし。
然また外国ハまべて上古の傳説詳ならざれば。はるかに上代
のるすたハ。傳ハらざることなるべく。又傳ハりたるるすどもさ。
いつの代といふことなどハ法ぞかならざるべき故。漢国の書に於
せざるかぎりをバ。おして皆後のるすとし。それより以前にも
その国ゝもあらりしぬくに思ふに。例のいと小きんゝ。かの辰
韓のぬきも。周の末秦の時にて。志ばらく無人の境にて。秦の亡人
の来てより人物ハまこそめ久ん。それよりはるかに古へにハ。又人物
もまとよるを有しも測(ハカリ)がたし。ことひ辰韓ハいかにもあれ。
須佐之男命の降り給ひしハ。弁韓の新羅なれバ。辰韓の始め

ハかゝハることなし。けてこゝに辰馬の二韓といへるハ。上ノ引ふ東西通鑑ニ。辰韓ハ常ニ用テ馬韓人ヲ作ス主トといへるなり。馬韓のるすをも出せるゝ。これ又晋書等の文ゝ。かくてる韓をも周より後のるすとせるゝ。かれ東西通鑑などに。百濟などの始祖をも。漢代とせるによれるなるべし。然れ共その後世までつゞきしる王乃始祖こそ漢代までもさきを見。それより以前にも。その先祖ならぬ王も有べし。又百濟ハもとハ。る韓五十餘国の内の一国にてこそ何れ。五十よ国おのゝ王もあるべきに。いづれもみな周より後ゝとハ何をもてしらむ。又後漢書に三韓皆古之辰國也馬韓最大共立其種為辰王盡王三韓之地其諸國王先

皆是馬韓種人焉ともいへるによれバ。もと三韓の總王もさしゝ。其諸國の王もみなる韓種人にて。七十餘国ありつるを。おとゞくく何れの代より始まるといふこと知べきにあらず。こゝ百濟等三国の始祖に准じて。みな古とゞくく漢代より始まるとせむハ。誤説なるべきや。

五代の年数知べからずといへ共。大己貴命ハ素戔雄等の子にして。其子事代主命の女姫蹈鞴五十鈴姫命神武天皇の后なれバ。其大概察すべし

大己貴命を須佐之男命の御子ゝとハ。日本紀によりていへるなれ共。古事記によるに。実ハ六世の御孫にして。其男五世の神名も

一ころころり。まづて上古ハ先祖をバいく世ともみる於夜(オヤ)といふ。
あゐ祖(オヤ)字をもよむ訓(ヨム)也。又孫をバいく世ともいふ。
代々の天皇ハ天津神(アマツカミ)ほとゝ申(マウ)ス御(ミ)ても知べし。されバ日本紀
ゟ須佐之男命(スサノヲノミコト)ゟ孫(ムマゴ)のことゝ心得(こゝろえ)てよろし
なり。さて又女子(ヲンナ)を事代主命の御女(ミムスメ)といふも。神武紀ばか
りかいなでゐて遠(トホ)ふことゝ。又姫命ハ神代紀ゟ事代
主神八尋鰐(ヤヒロワニ)ゟ化(ナリ)て。三島の溝樴姫(ミゾクヒヒメ)ゟ生(ウミ)ませる御子(ミコ)ゟし
なれバ父を事代主神の現身(ウツシミ)ゟハ申(マウ)すべし。後ゟ此神を祠(マツ)る神
社の神霊(タマ)の。八尋鰐ゟ化(ナリ)なひての御子(ミコ)ゟ申(マウ)すにハあらず。
ゐて。三輪之大物主神(ミワノオホモノヌシノカミ)のことゝせるを合せても知べし。大物主

とゝ申(マウ)ス三輪ゟ祝(ハフリ)ら此名(コノナ)ゟ。ゐゟ三輪ゟ
ゐゟも知(シル)事代主ゐゟも申(マウ)ゟ。その現身(ウツシミ)ゟハ非(アラ)ず。神社ゐまつる
神霊(タマ)ゟ事代主神(コトシロヌシノカミ)ゟ申(マウ)すをし。大和ほとりの
これをも。又神霊の男身(ヲトコミ)をいふ。又神霊の男身をいふ
ることゝ上代ゟハ例多し。元て神ゐ現身(ウツシミ)をいふ。後ゐ社ゐまつる
神霊(タマ)ばかりをいふ。ゟとゝ天照大神とハ。神代紀のごく現身
をもゝ又伊勢(イセ)ゐいつきまつる神霊をもゝんごめし。尊卑の神学
者ハ。ゟゝのくはしきゟ細(コマカ)をバえ考(カンガ)へゟゝびて。ゟ事代主乃
姫女(ヒメミコ)のゟをも。さ曲(マガ)ぐゐ説(トク)ゟる。ゟ事(コト)ゟまた。精密(クハシク)ゟる古学の眼
をもてゟれバいと明(アキ)ゟ形(カタ)ゟるものゝ。ゟれゟハ年代の論(アゲツラ)ゐハ

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ
ガラス使用

要なくれた。論者古へ昧(クラ)くして。かゝ淺子細をも得ぬまで。みだりに
論ずるなれ。いさゝかこゝをを辨ずるに。年代のるすハ上にいへるぬく。神
代ハ一世といへた。いとく久遠なることなれバ。なとひ神武天皇の
后須佐之男命の直(ヂキ)の佐女にても。そこしも妨(サヘタゲ)なきあるをや。
神武天皇元年辛酉ハ後漢宣帝神爵二年辛酉にして云々
かくのぬく六百年減ぜざれバ三國の年紀符合をば
三國とハ新羅百濟高麗をいふなるべし。その年紀ハ外に
考ぬべきところなけれバ。三國史記東國通鑑などにもていふ
なるべし。たゞまゝ此書ハことに後のあらにして。信じがたれたと
おもふく。年紀などもあがつるすたおもくて。古のるすたを記

せるハすべて撰とするに。あらざるあるに。けるるすをもいひ
はらばして。ゆくりなく讒撰としたる。論者の淺見おし
たかられてゐハまへ。もし此と彼と後照して正さむとなら
ば。吾國の古出と古出とによく考へ合せてこそ正すべきに。
古書の考へを甚麁忽にして。返りて迂遠なる他國の謬誤
おもひき後世の書を以てこゝを後論ずるは。礙(タト)へバ隣の屋根を
準として。己が家の梁を傾(カタブ)きたりといたむがぬし。屋根を
片低(カタサガ)りなる物なることにて。えたとらぬ志をものゝるすに。さて宣
帝神爵ハ前漢なるを。後漢といへるハ傳写の誤也。さて神武
天皇元年を。六百年こなるへちぐ矣て。漢宣帝神爵二年

としも定めたるハ。例の東西通鑑ニ。新羅の始祖の元年を。かの
宣帝の五鳳元年にあてたるに授るなるべし。五鳳ハ神爵の次の
年号にて。辛酉神爵二年ゆきばん。抑加くのぬくに年を定め
ていへるといとをうし記すん。たゞハ日本紀の年紀を用ひば
ゑて。六百年遠へりとする程のものゝ。辛酉とするをバ用ひたるハ
いかに。かの元年のかねらば辛酉なるべきことハ。何ニよりて知れる
ぞや。六百年も遠へる物なるバ。辛酉ハいよ〳〵おぼつかなきなす
なるべや。笑ふべし〳〵。さて論者のかくのぬく定めたる年
紀も。又かの須佐之男命を新羅王んといへると符合せず。いか
にといふに。新羅の始祖元年漢の五鳳元年にあたり。神武帝

の元年もその三年おの神爵二年にあたるむに。帝の后の
曾祖父なる須佐之男命新羅王なるバ。かの始祖元年より百餘
年の前にあるべしいかゞ。もし須佐之男命ハ始祖よりおの王んと
せば。その年紀を又何を以て定めむ。然るバもし強て此年紀
を合せむとせバ。猶百餘年ばかりもたがへちゞ然て。垂仁
天皇の御代の末ごろにあてざれバ合ざるん。猶又東西通鑑の
三国の年紀を。論ずべきものゝ多くれた。くゞ〳〵しけれど
もらしつ。

加くのごとく新しきるなる史記にも朝鮮傳を
あれども日本傳ハ如し漢書にも如し

すべて漢国の歴史ヲ他国の傳を立てる例。おほくハ其国と通
好して。自国ヲ行づかるゝ事なるものゝ。史記ニ朝鮮傳のなるも。
自国ニ係ゆるゝ事ハあるなり。通好をば自国にはづかるゝ事
ハ其国ニハ。おほくハ傳を立ることなし。然るニ史記ニ傳なし
とて。新しくなるゝと思ふは。いとく思ふ。もし然らば史記ニ傳の
なる事ニハ。みなそれより後ニ出来たるにや知ふべし。又漢書
ニハ。別に傳ハなけれども。樂浪海中有倭人分為百餘國といへり。
後漢書ニは。倭凡百餘國自武帝滅朝鮮使譯通於漢者三十許國
といへり。漢武帝が朝鮮をほろぼしたるハ。宣帝神爵二
年より五十年ばかりなれば。これらをば神武天皇より前

のるとしていふ事や。

皇統

或記云。神武天皇法母ハ玉依姫。菅不合ゆゑ法子ニハまし
まさば法年も菅不合ゆゑよりハ長じ給へり。其先ハ呉泰伯
の苗裔より出させのふ中略後ニ□□南海を渡き大
倭国に饒速日命長□□を開きのへり云々神武天皇
此法末は仲哀天皇まで盡させのふ略按應神天皇ハいづ
くより出させのふや。胎中天皇いろ〳〵疑ハしく思ふなり
此後などハむげに淺はかなるゝ事にて。論ずるにもたらざれば。
かきまくもかしこ御皇統の法なるを。よしもなきまちぢ不

いひまげなりたれバ。見るしがたくていさゝかこれを辨ぜるゝ。
まづ或記云といへるハ。実ハ論者の偽りてみづから造りたる説にし
て。神武天皇呉泰伯が後ゝといふ説を伝ふせむがためのあくさ
ん。いかにといふに。もし実に或記ならバ。かならず神武天皇ハ某の御
子ゝと御父をもいふべし。もし御父詳ならずバ。又そのよしを必い
ふべきなり。然るにたゞ菅不合尊御子にハましまさずとのゝいひ
て。一云も御父のさだハ知くて。まづ始に御母ハ玉依姫とのゝいへる。
偽作の題言ならハなるものゝ。これ下の今按に。泰伯の苗裔此
論に来て。玉依姫を娶てといふるをいたむために。たゞにそ
先ッその御母ばかりをいひて。御父のるすハ。今按をまちて知るゝ

やうに他に合せたるゝ。又御父をだにいかに其いたぬ不どなれば。
御年ならずれどハいふべくもあらぬに。菅不合尊よりハもじ
なへりといへるも。御従母兄弟とする今按を助けむがためゝ。又
□ 南海を凌ぎ云々といひて。その出給ひし地名の所を
虫唅にしたるも。又同じく下の今按の琉球を信ぶせむ
ため。又其勃興しなふ地名蠹魚に破らせといへるも。此虫唅
の所ふんを法をさせむためゝ。その虫唅の下に其の字を重
たるハ。琉球よりとてしまの字をおこして。虫のくひたるさ
まふんせたるゝ。又次にも今一ッ虫唅をなしたるハ。たゞ一ッにてハもし
人の疑ハむかと思ひて。あぐひあることを見せたるゝ。然まバ

此或記ハ。下の今按を信ぜむとめ此張本ハ造りたる物にし
て。いふべきるをいたびのうしなて。今按をお待て事ハ是かなら
やうにゝぬくこゝろるものゝ。此ゝぬぐひの僞りなだと猶ハ今も云。
よまむ人ゝ心をべし。さて泰伯のるすハ。ゆと漢国の晋書の倭人
傳ハ。自謂太伯之後といへるより起りて。此方にても中古より。此から
ぶこの説を信ぜしものもあて。姫氏國などいふ名をさへ作りて。又
近世或人ハ。天照大神と申ハ。ハ。そなハち呉泰伯にて。迩々藝命の
天より降り給ふといふハ。その子孫の呉国より渡り来給へるゝと
いへり。すべて近き世にハ此類の説をいひ出るを發明と思へり。自謂
とハ此方の人のみづからいへる事なれど。上古より此傳へ来しるすなれ

と思ふべかれど。すべて漢籍(カラブミ)に皇国のるすをいへるハ。うれたること多く
して信じがたきこと。下に委くいふべし。後世のるすハ。此方のるすハ。
此方の人ハよく知まるなれ。その遠へること明らかに分るゝを。
上古のるすハ。此方のるすを。此方の人もたしかに知らざるゆゑに。
遠へりや遠ハずや明らかなるかゝ。漢国の書にいへること
をみな信ずるゝ。かの自謂と記せるも。実ハいかゞあらむ。けゞだ
明らぬことなれ。もしハ西国の邊鄙のをこの者などの。ゝ多く
かの国にまかり渡りしが。加の国人に鶯(タフト)まれむ事先り。
僞りてみだりにいひしるすも有やしをむ。さにかくに
おぼつかなきことゝ。抑泰伯ハ。かの国にてこそたふとくも

なら先。西戎なれば。皇国までハ何のなきさるすがならむ。然るを世々
の人。何るすかつけても漢国をみぶりに為尚するゑまて。孔丘が
至徳と同先なる人なれバ。そるきものかしひて。此説をよろこぶ人
も中古よりまこしゑ。今此論者のさハ。須佐之男命を韓人ゑと
いふを根本として。第のこす皆韓より起(オコ)まりとするものゝ。此泰
伯の説もふるはかゝぬゑに出たるすなれバ。廃(ステ)むことの惜(ヲシ)さかに。是を
も引入て説を作まるゑもし漢籍に拠て説を立むとならバ。倭は
秦徐福が後ゑといへることもまゝ。これハかの国にて為(タフト)まぬ人なるなに。
此方にて此説を取る人なかれば。論者ハもとよりさとさらに
皇国をいひおとさむとするものなれバ。泰伯よりハ此徐福ぞ時

代もかの漢の神爵二年に近く。又海に浮(ウカ)びて東方に来りしな
ど。かまこれいと似つかハしかるべきに。こまをバ引入まざるハ。考へもらせる
かや。ちまど皇国ハ。なりがたくも天照大御神の皇統なること
昭こられバ。いかなる巧言妖妄の説なりとも。かゝぬゑに惑ハぬとも
がらハ。なぎむかることをべくもならぬ事をや。又かの或記ハ。
神武天皇の御末ハ仲哀天皇まで盡(ツキ)させ給ふ(下略)といへる。是にて
も又論者の偽作なることいよ〳〵ならハまたり。もし仲哀天皇に
て盡(ツキ)させ給ふといふ程ならバ。かならず應神天皇ハその皇子にも
ならずといひて。先ならずも何とぞいふべきなるに。應神天皇
のあるすをいかにともいはざるを。又かの神武帝の御父をいを

ざると同じ作えたまて。今按に胎中天皇いろく疑しといふと
お照さむ之先のたくえん。意神天皇の御子ハ下に辨ずべし。
海宮といふは。琉球の惠平也嶋(エヘヤ)といふ。日本紀に阿麻美(アマミ)又
菴美(アムミ)に作る。鴻の東北に山あり。天孫嶽(アマミガダケ)といふ。土人いはく。
此山上古神人降臨の地也。故に嶋の名とすと。神人降臨
とハ。則彦火々出見尊の御子にて。太伯の裔此鴻に渡
す。玉依姫を娶て。神武帝生れさせ給ひ云々
海神文を琉球のことハ。さきに或人もいひ。又射馬之といふ説
もあて。そもそも海神文のことハ。佛出にもかゝぬことにも。全く
似たるゆゑ所謂ハ。天竺にも漢国にも上古より傳へ来たれ

を。から国にも例の如まちりしらにて。最常の小理にまづこそて。
海底に別にこれあることを伝ずることなれば。已ぶんにまかせ
て附会の説をなせるにかやうにまこしづゝ所から事を捜にし
て。そこぞかしこぞといはゞ。いかやうにもいひなさることぞかし。
今論者天孫嶽神人降臨の地といふを以て捜とされた。神代
の三世は日向国に坐ましゝかば。その間にこゝ琉球の地へも
行幸(イデマシ)しるもあて。さる傳へのあるも知がたし。又かゝぶゝ弘
簡録了。琉球云々據其世纘圖云宋淳熙十四年舜天即王位舜
天為朝公之男子云々民苦疾疫多依英祖英祖者天孫氏之後也
といへるを。或人の説に。為朝公といへるハ。即結西八郎為朝のこと

にして。かれ国人今に至るまで。為朝の子孫といひ傳へて。舜天王と号されば。英祖といふも是旁支にて。王位に代ましたりと見て為朝といへるは。誠に然るべし。為朝も皇国の人にて皇孫の源氏なれば。天孫の後といひつゝへて。かの天孫嶽といふは。その天孫を祠まる地などにてもあるべし。さればかゝぐかれ詩に天孫嶽といふ詩れば。とても。なるべし海神文なる説にはいかでかあらむ。又論者日本紀等をばすべてとらば。おとさらに是をいひ破らむとするものゝ。天孫といふ称につきてはこれを用ひたるはいかに。もし日本紀をとらぬものなるべし。天孫といふ称をも取まじきなるに。己が要ずるなすなる時は。をりくこれを用ゆるこそ心ぎたなけれ。又恵

平也嶋の所に。かゝぬしを多く引たるは何の用ぞや。是出どもなほ此詩といふ名の説にもあらば。天孫嶽といふ名の説にもあらば。もとより海神文なる説にもあらば。ただ恵平也嶋といふ名を説せるのみなれば。こゝにはいふ無益のことあらずや。さて又泰伯の裔は詩に波里来てこれをすれば。何の様もなき例の妄説ぞ。天孫嶽ゝ国とひ玉依姫には様なるにもせよ。泰伯の裔にて何の孫かあるみづからも此孫なる紀ることを。おろかなるかしこしてるかし。かれ或記を作り出して。強て孫をあらせたるものゝ。されど海神宮のことは。此作ことにはいとまれ遠紀ことあるに。かく引入まるに。天孫嶽玉依姫を餌にして。世人を泰伯へ唅(クヒ)つかせむ為

見れたくさん。

断髪文身ハ呉越の古俗ニ。三才図會ニ云有大琉球小琉球云々
男子去髭黥于手云々女人以墨黥首為龍蛇文云々と。琉球の
古俗句呉と同じ句呉の人へ来てうつまる風俗あるゆゑべ
し。日本決釋ニよれバ本邦もと文身の国なれバ神武帝東
征の後。其人へ来て。其俗のうつるものならむ

琉球男子黥于手といへること。北史隋書等ニ琉球國傳ニ。婦人以墨
黥手為蟲蛇之文とこそ云也。男子黥するゆゑハ見えたれバ。三才図
會ハ此北史等の文をとりて廉忽に誤まるものゝ。さて又風俗同じ
なれバとて。呉よりも入来てうつれる説ニハいかゞかならむ。其々

おのづから同じ風俗あるゆゑも如どうなからむ。又皇國の上代文身
ありしこと。けらにおかれたれど。日本決釋といへるハ。かれ或記乃
あらぐひと此のゆゑ。これ漢籍ばかりに按てハ。人の難ぜむことを恐
まて。かゝ漢書名を作まて説とせるなり。されどあしからぬ
後世の書ハいかゞかどうしともいかゞ説とするにしたらむ。早竟其
人をつぎむくばかりなるゆゑ。かゝぶこにハ倭男子皆黥面文身以其
文左右大小別尊卑之差と後漢書にいひ。魏志にも今倭水人好沈
没捕魚蛤文身亦以厭大魚水禽後稍以為飾云々などいへるども。
信用するにたらず。思ふにこれハ上古九州の海邊の河内などの。
けるゆゑせしがあとしを見て語まるを。傳人誤りてかくハ記せる

なるべし。大かたかの書どもなどに。皇国はすべをしるせる。非なるすべ
いとおほし。其中にまれくに実をはしるすもまじれる
誤れて。それに准じて。非なるをも皆実ならむと思ふはい
と思ふ。筑紫の偽僭の者にあざむかれて。そこを皇朝と心はし
て記せるすれど。おのれ此に駁戎慨云を著して辨じしるが
めし。すべて他国の事を記せるハ。思ひの外に浮(ウキ)ることの多
きに。代々の史をこれかれ引合せて。こゝかに考れば。お後
お遠して合ざることおほく。お史の非は後の史にて見しる
もなし。又その風俗などハ。おほくハ前史によりて記せる中に。も
と誤れるをも考へ正さで。其まゝにしるし。又お史を麁忽に見

誤りて。ひらぬさゝ事に記し遠へしるなども多く。又よくも知れざるす
を。人のいふまゝにしるして。大に実にしがへるもなし。又その国々へ使者の
ゆきて。まのあたりみしるところを記せる類なるにも遠へるす
多し。そはその使者の復命の時に偽ハまることと殊に多く。又誤れる
すもあれバ。又すべて漢国の史を。漢国を主として記せるあるな
なり。その文のさゝ事にて他国ハ皆賤しくて漢国ひとりそうぞに中の也
ることゝ多し。漢字を用ひざる国々は王より贈まる書などハ。大かたそ
のこと我はて。漢国人の譯し出はなれバ。其文漢国王をいみじく
ゐふとしるぬくに半なせり。これらも実まハ其国々は王のことハ。
しらず隣国通好のおりむきなりしをも。おして朝貢のぬく出れ

志るたぐひぞ多くるべし。すべて漢籍ハ。かやうの所をよく心得
てゐざれバ。まどいさるゝすおわれぞかし。又ゑらさすゝに虚妄なる
ことさへ有。その例を一いはゞ。梁書南史などに扶桑といふ国の傳を
立たる。其國在大漢國東二萬里地在中國之東といひて。その
風俗などあく記をり。今考るに。もろこしの東の方に。別に大漢
国といふべき国も有ること。又扶桑といふべき国も有ること。ことひ其
名を時代によりて加へる事。実に其国有しバ。今もあるべし。今
さる国有ること。有られず。これ全く虚妄なること論なし。さるを
齊永元元年其扶桑国の慧深といひし僧の。荊州に至て加へり
なる語のまゝを記をるよしなり。思ふに此僧まことハ何もの国の人

なるゝ志らねとも。古き書どもに東方日出の處に扶桑といへる
ことの有し。思ひよりて。これ我国の名に佐里。その風俗などまこと
志ぎにくはしくいつたり作りて。おのもその国より来たりと
所ざむ。いつるを。虚実をよくも察せずして記しゝるなん。かくて
後の書どもにもつぎ〳〵に記せる程に。清ひに実に有る国有るやう
に思ふ。是も。これその始ハ。ちゞう此一妄僧の虚誇より出たるなん。
然るにその本をえさとらずして。皇国のなす所琉球なすゝなどゝ
さへ思ひよするハいと愚昧ん。すべて漢国の史に他国のなすをいへ
るハ浮説のおわれるす。此一ッまでもおしはかるべし。抑から嫌えも
かくのぬくうれたることの多うる哉。えゝきまへさとらずし

て。初さすらに是は正しき事と思ひ信じて、久りて皇國の正しき古傳をバ疑ふハいふ事なるんぞや。但し漢籍ハ古(フル)く皇國の書ハからにくらぶれバ。いたく後にして。今傳ハるところ。ふるきも和銅書老の比出来たり。殊に日本紀などは。かゝ書を取て出る文多し。それまでよりおのも古出おのくまつとハアルゆれた。それも仁徳履中の法世以来にあるに。然まだそれより以おのゝ事を記せるなし。文字書籍の事なれバ信じがたしとぞ思ふらむ。然れたこれはたゞ一つたり此見解にて。今かしこまらざるものゝ。其事ハ皇國の古傳も。古語拾遺序に。上古之世未(タ)有文字貴賤老少口口相傳(ヘテ)前言往行存而不忘とあるめく。文字なりし世にはに口語をもて傳へしるす此。甚正しく詳に全くして。中々に出籍にかきつゝたるよりもまさりて信ずべし。然すこし。かくいひても猶おぼつかなきすと思ふ者れた。文字は用ひなれて。何るすもそれに。ゆゑぬる後の世のんもて思ふとは。大にたがへることゝ知べし。又日本紀の文なるすハ。おのれ古るす記傳の首巻に委く論ずるがめし。撰定の意趣をよく心得てあるときハ。文につきて疑ふべき事にはあらぬ。文ハ文と別に立おきて。古るす記と引合せて。古言古文をつまびらかに會得するときハ。神代のるすもまことに誣がたく。口傳への正しく実なりしことを。おのづからしるべし。その時に至りなむ。通りてからぬるを此信じがたしるすを。おのづからしるべし。

然れば世人いまだかゝぬことごとろの惑ひをえまぬかれず。たゞ記日本紀をまことによく解すること所にはざるが故に。古傳を疑ひてかゝぶことをだ信ずるんなり。

言語

本邦の言語。音訓共に異邦より移り来るものゝ。和訓には種々の説あれども。十に八九は上古の韓音韓語。或は西土の音乃轉ずるものゝ

すべて此論者の心は。はるかの上代ゝ。此法国には人も如くて。いはゆる無人語(シヽ)のぬく如くしを。韓より移り来て後に。人は出来たりと思ふ事や。又人はもとよりすみがら。韓漢と性来せざりし以おいは。すべてあるいはば。瘖のごとくにてあるしるすと思ふ事や。もしもとより人ならば其人みな如いはばは居まじかれば。おのづからの言語なりしを論ずし。然るに今言語はみな異邦よりうつり来たりとは。いかなる強言(シヒゴト)ぞや。又音とは漢字音をいふ事。字音はもとより和国より来ぬること論なし。されど上古には字音の言はなること如し。言は字音をまじふるは後のことゝ。又訓とは皇国言をいふ事。皇国言は神代の始よりおのづから皇国言にして。其然でなくぬなるすべきに諸の戎狄言(カラコトバ)と同日に論ずべきにならば。但し韓国と性来はじまりて以来も。数千言の中にはまれ〳〵三韓漢の戎言がうつりたるも無きにはならば。論者のこゝに挙

ある教云は中にも。全く漢字を取るも韓語なるも。なきにはあらげ也。其餘多くハもとより此皇國言なるを。志ひて皆韓語なりといへるものゝ。多とひまれにハ此ることもぞとも。そのまれなるを引出て說として。子云萬語を統へとせむ事牽強にあらずや。韓にこゝに出せる言どもの說を。鹿を馬へといへりしよりも甚し。又教子云の中にも。他國とおのづから似たるも同じ事もなどうましらざらむ。又古へ韓は國ハ。多く皇國に服屬して在づれバ。其ねに法來志げく。たがひに此方にも彼方にも久しくとゞまり居たりし人も多かり志かバ。云語は此ならば。衣服器財風俗なども。此方より彼方へうつりあるも多しとみゆるに。それらを

まゝ返りて彼より此に移せる物とも得ず。深く思はざる云がことなり。但し其數をも志ひて彼を本へといひ曲(マグ)るぞ論者は熟き取りなる。抑皇國ハ。文字を始として。後に天下の制度までおほくから樣を用ひぬひ。人のんさへ志とぐくから此皇ぬる故に。上古ハいまだうつらぬならハざりし以前はるまで。志とぐく後の格を以て推(オサ)むとすなはは。からぶみ学者は癖(クセ)へ。もし異國と似たることのある事もて。みなかれにならひて移せる物ぞといはんぞ。多獸草木の多ぐひも同じきが多く。又人の形も頭面手足目口耳鼻まで全く同じ事も。志れらももと漢に取らひて作せる物とせむ事。又人もその始ハから人の來たるが漸に多く

如まるゝ。鳥獣もまとハしこよりゐて來るゝ。草木もから西の種(タネ)をまきゝ元ろめくるゝと強説(シヒゴト)せむとするを。山川などハいかに。これもまとかの西より私にのせてはこびもて來しゝといはむかはらふべし〳〵。殊に云語ハ。萬國おの〳〵異にして。その語ひやうも又各異なるものゝ。その例を一ツ二ツいはゞ。皇國にてハ。形をみる。聲を吹ッ。言(イハ)ば爲(スル)こと云しなどいふを。漢國にてハ。見形聞聲不云無爲とやうに。躰用をさかはまゝいへり。諸(モロ)の言みな此格なり。其外も異なること多し。これ亦准へて知べく。又餘乃西〻の云も。おの〳〵異なること准へてしるべし。これ云語ハその國〻の自然の事にして。他より如らハざる明證ゝ。かゝ得ること他西亦如らひて。本のいひざるを改先変(カフ)ること我朝べくもむやを。もし他西の人皇西亦うつり來て。雜居するとは。其人の云語皇西言にてそうつれ。皇西云所その人の云ふうつるあ亦はゆらぐ。上件の子細どもをも考へば。ちゞ大よそに論じて。人をまぎハさむとするゝいとをこゝりし。

姓氏

國朝諸姓。其元三韓の官名及其云語に出るもの多し。是又上古此邦亦ても。韓の官職を用ひたるを一證とすべし。

諸氏の中に。韓西より移里來たる人其の子孫の姓尸ハ。やがて

その本国の官職などをとらえ社たるを賜きにつらざれば。もと
より此皇朝の人の姓尸ハ。みな本より皇国の地名又ハその職な
どにより皇たる趣にして。韓の官名などによれるものなることなし。
然後に是をおもひ韓より出たりと思ふハ。例の古へ不昧きなれば。
はた強言也。さてこゝに挙たる臣連縣主直等の類は加婆(カバ)
祢(子)之。これ外国に無き趣にて。尚(アツ)べ起字なきなれば。日本紀にハこれ
をも姓と書(カ)まゝられ也。姓とハ別なる趣也。後世にハ尸字を借用
て。姓と別(ワカ)てり。佐伯をこの中へ出せるハ笑ふべし。さて加婆祢もみ
な本より皇国の言にして。各其義ありなる説。例のみな
韓国の官名に訂てむとせる。いとく迂遠なる附会にして。

一ツも似つかハしきことなし。誰かこれを伝せむ。又宿祢の義は
釋にいへるごとく少兄(スクナエ)之。又皇子に大兄(オホエ)と申し法名をこれかれ也。
これらももとよりみな皇国云也。大(オホ)と少(スクナ)とを對へていふ例古云
に多く。兄(エ)といふ称もつまに多し。いかでか他国に賜らへ皇とせむ。
そのうへ高麗の大兄少兄のうちハ。もと魏書のかの国の傳に。其官
名有謁奢太奢大兄小兄之號といひ。北史にハ官有大對盧太大
兄大兄小兄云々凡(ヲ)十二等といへ也ハ。大兄の上に謁奢太奢或は大
對盧太大兄などいふ也。然るを皇国にして皇太子皇子などの
法名に。その謁奢等の高きをとらびして。次になる卑き大兄
の称をならひ取(リ)のふべきやうなし。高麗の官名はおのづから

同じきか。又はこなたの称をとりたるかもしれかし。

國號

日本の号。西土の書に考ふるに。唐以前の書に見ゆるべし。こゝ日本紀を始め上古日本の字は用ゐるハ。みな追記なること知べし。此論はまことにしることゝ。但しかゝはるまで。こゝ西土の書を始め考へて。此方の古書に考へざるハいかに。古ゆ記に日本といふ字を記しかへ。他を得ぬるに及びぬるに。又唐以前といへるもたゞかり。隋以前とこそいふべけれ。唐の書は云ハ。日本といふ。猶国号のゆるハ。已さ記に國號考一卷あり。論者のめく古に昧き考へにてハ。詳なることは知べきことにあらず。

倭大倭大和養徳みなやまとゝ訓ぜこゝ。養徳と書しよりも考ふるもバ。やまとハ倭奴の將語なること必せり。大倭大和などゝ出るをバ。おほやまとゝよむるに。こゝやまとといふに。大字を加へてかきる例なし。然るをこれらをもやまとゝ訓ぜざるいへるハ。例の古へよくら記なるを。さて倭和等の字のゆるも。国号考に委くいへり。やまとを養徳と出れしハ。聖武天皇の頃時こゝ志ばらくの間のゆるまで。その始終日本紀に見えたり。是はこゝ音の似たる美字を撰(エラビ)て。改められたるにてそあるも。いかでか倭奴の將語なるらむ。美号は立むとして。倭奴などゝ

いふ名を取ゆはむ物ハ。此論なとハ。聖武天皇の時代ゟ所ゆるゝに
撰ばせたる字なることをも考へしらばして。例ハみぐりにいつる
ものゝ。又倭奴ハるを。昔より大に誤り来れり。そのよしハ馭戎
慨言に辨ず

本所ゆるをもて本の西。火所ゆるをもて火の西といふ事を古ゟ
得べし。其餘西号古出ゟ見えたるハ。後世名づけて追記し
たる物ゝ。始より此名所ゆるゟ所ゆらば。按伊弉忍穂共ゟ居西
于の物ずるその事を云し

天下諸國の名又郡郷等の名。いづれも皆いと始るし。ただ其文
字ハ後ゟつきたる物にして。正字もまた。書をかれるもまた。訓を借

まるもまて種々ゝ。其中に字書を借用ひたるやう。地名ハ
一種の格所り。すべて地名ゟ字書を用ひたるハ。みな假字にし
て。字ゟ言ハ所きことゝ。然るゟ論者のいふところハ。漢西ハ例のめく。
名と字とハ一ッゟ所ゆるゟ所や。その字をさして名といつるを。皇
西の古出ゟ昧きことゝ。本西火西のめきも。後にハ紀伊西肥西と
出ッにハ所らばや。これらゟ所ても。本ハ名と字とハ別なる物ゟして。
名ハ字にをかゝらぬことを所とるべし。されバ餘の西名もみ
な字ハ後の追記なれども。名ハ本より書て古きこと。此紀國
肥西ゟ准じて知べし。これらハいとよく分きたるゟ所るに。
猶えて記まへしらぬゟや。こゝへまゝ古ゟくらぬことゝ。又伊

牪忍穢ることなれどハ。いふにもたらぬをことさらに始よりしてい
くなりけ居西干を引出て。汁にも菜にも肴にも用ひける
こそいともくちをしけれ。

容飾

上世文身黒歯被髪をなす。文身いづれの時に禁ぜられ
を知らバ。履中紀によれバ。應神仁徳の頃ゟ止られし
しなるらん

上世男黒歯のことは所見なし。からぶりて文後世の出にいづるハ撥とす
るにあらバ被髪なるハくわしく考へたる事もなく又ことに緊要
の論にもあらざれバ畧しつ。黥面文身なるハ上に既に辨じ

たり。履中紀によれバこそとハ。黥面なる事なるべし。彼紀に文身なる事ハ
考ふべきなし。黥面の事ハ。阿曇連濱子が死罪を宥めて黥之
る事。又飼部の黥が氣を。淡路島に坐す伊弉諾神の悪まずせ給へる
によりて。飼部を黥する事を止めたまひしなり。履中紀に見えたり。上古
ならをいふなるべし。されどこれらの事ハ返りて。上古より黥
面せることと言ふことなかりし證ともなるべし。いかにといふに。黥
面を施すハ上古よりなべての風俗ならバ。死罪に行はるべき
ほどの重き罪をこれに代ふべきにあらじ。おもふに既に
應神仁徳の御世に止られしより。これを穢しと近きる事な
きぞ。上古よりの風俗を。人をさるの恥辱とも思ふまじ

なれだん。又上古より近代までの風俗ならむまハ。伊弉諾神いか
でかた先気をかくみ給ハむ給ひバ此二ッ給ふをもて。黥ハ上古の
風俗にはなりしるすをしたるべし。飼部我黥せしハ。別に
ゆゑ有しるすなるべし

衣服

上古衣服ハ千早なる給ふ。千早の製一條の布を用
ひて。その横幅の中間を裂て。頭を出し。其両端を以て
結束して小野妹子入隋にも是を著しけしとみえたり。
千早といふ服ハ古出に見えたることなし。然るを上古にこれ我
著しなりといふハ。例の論者の妄説ゝ。ただ和名抄に本朝

式襷襷襷讀知波夜未詳とみえたり。未詳とハ。此字漢に
字書にも何にもみえざるなるにいふなり。又ちはやと訓るを疑
ひたるか。いづれにまれ此物ハ。今論者のいふがめきものに
ほ。天武紀にハ襷をまへもとよそり。前裳の謂なるべし。但し
是をもちはやと訓べきか。ただかなるべし。中古以来巫祝の為
なる千早といふ物ハ。上古の意須比のさ製にして。其の
著法ハ変ることなる。意須比のさるなど。論者ハ夏にも知ら
ぬなるべし。さて上古の衣ハ千早のみえんといへるハ。例のからぶる
に男衣皆以横幅結束相連女人衣如單被貫頭而著之とい
へる我授として。是を著したる躰。甚見苦しき圖を新作

して。千早の製之といへる。皆強て皇国をいやしめおとさむこと先の妄説之。ちはやは襲にせし服と見ゆれば。本製豈(アニ)かくのめきわかりむや。抑論者須佐之男命ハ韓人。神武帝の御父は呉泰伯が裔といへるに。その御子たちハ何とて韓衣呉衣をバ廢て。裸躰同おの子早のことを著給へるぞや。そし韓呉の風うつりなバ。そのうみより韓衣も呉衣もまゐべし。御物をや。諸に尻口(シリヲ)の所をぬといふハ此論者のるすんは皇。又小野妹子階へそこれ給ひてしりたりといふも。下文に意神天皇の時より君臣始めて韓衣を着たりといふと。自語あちまちお遠せりいかゞ。妹子が階に来まかりしハ。推古帝の十四年ぞ。

それよりまへ十一年に。十二階の冠をさへ製せられたるに。いかでか論者のいふ千早のごとき物のことを著せて。異国へハ遣すべきぞ。これハ隋書に男子衣裙襦其袖狹小云々頭亦無冠云々至隋其王始制冠といへるを。心得たがへていふなるべし。

後云千早に襷褌の字を用ふ。千早を着たる背の躰。又其紀をかけたるめきなに倶(カリ)用ふ形なむ云々千早振神代といふ此ゆゑなり

和名抄に知波夜とあるは。褌一字の訓にして。襷(タスキ)とハ別なるを。あすの紀をかけたるめきなにとハ。大なるお遠ん。すべて論者の説かくのめき疎漏多し。心をつくべし。

○鉗狂人

又子孫ある神代といひけるすんといつるハ。腹をかゝへて笑ふべし。何
を取り出て引出て讒捜ふせむとするから。うゝる稚(ヲサナ)きるす
我さへいふん。袖ひらばこそ振(フリ)もすべけれ。図のめくにてハ何
をふりしかゝ。かへ〳〵ならぬべし。さて襟(タスキ)ふつ和て論者
のけ臣の説ハ非なること我いはむ。抑襟(タスキ)は。神代より膳羞の
類又ハ供神物をとりまかなふ人ハ掛る物にして。古語に忌部
ハ弱肩(ヨワガタ)に太襁(フトダスキ)とりかけといひ。祝詞ふも襁掛(タスキカケ)る伴の緒と
いひ。景行紀ふ磐鹿六鴈(イハカムツカリ)の。蒲をもて手繦(タスキ)として。膾(トマス)を作
りて進(タニヒツ)つしるすれども見えたり。今ハ世にも食物をとり
まかなふ者ハこれ我かゝ。同じるすん。されハ是もその

供神物食物ハ。袖の觸(フレ)むことを憚り恐まして。袖をかゝげ束
ねるゝ事に掛(カク)るものゝ。もし論者のいふ所の子孫ハ如き衣
ならむにハ。袖なければ襟(タスキ)をかくべし由なし。是ふて上古
の衣不袖もなしるすを知べし

叡福寺縁起に葬礼の古図あり。其地を掘り又墓を
治むる人。千早を見たるなり。其称後漢書魏志晋
書等ハいふことなりけれども

これ我千早といひて。古ハ衣服のさゝめとしたるハ例の強(シヒ)
ごとし。これハしらず墓地を堀(ル)とて。土泥に穢れむるすを避(サケ)
て。おとけらに袖も如く短袖物を見たるなるべし。今ハ世

とても葬の壙を堀者などハ。かく始めきさゝゐるを。是まで
今の世にあるべての衣服の例として可知しむやす。
應神帝は宇縫女二人を貢ぜしよりて。始て君臣韓衣
を着なり。然まども庶人ハ至りてハ裸形なり
しと云ぞ
縫女を貢ぜしハ。其縫ふてすの巧なる女を免されしこれ
より以前に裁縫の制なりしにはあらず。此後雄略帝
の十四年にも。呉国より衣縫女を貢じたる。これを以て
應神帝の時にも。裁縫の始免にはあらざりしるすを進へ
知べし。もとより此方にもあれば。猶ますまさるがあれば。

韓よりも免されしことハ。此外に事にも例すべし。海東諸國記
といふ朝鮮の書に。皇国のるす古をいへる。天皇代序の中に。
應神天皇十四年始制衣服と記するも。此縫女の来り
しるすを誤りていへるべし。此天皇代序ハまべて。後世の年代記や
うの俗書を取て記せるものゝ。さてはいふに應神天皇の
時より始て韓衣を見たりといふも。後に唐服を用
ひられしに准へて。おしはかりにいへるものにて。何の捜
も無記古とし。日本決釋として引るは。かの或記のこゞひ
ゆこゝ中の事也。
河内國石河郡山中古塚に土物一枚を堀出す。其種

左衽狹袖左のめし　図

土物のゑぐひは。たゞ人の大よそ其形を造まるまでなれて。衣服などのこまりなるさゝまで。くはしくハ造りつくべきにあらげれバ。詮とするにくるらば。今の世とても紙（カミ）雛（ビナト）などいふ物をみよ。衣服其さゝ甚廉にして。袖ぐちなる組をや。古の土物も思ひやるべし。けれどこゝに挙たる図をみるに。まことに上古の衣服の大よそのさゝは。是にぞ似たらむ但し裁縫韓服に似たりとて。必彼（カレ）を取まりとするハ非ん。すべて衣服其さゝハいづれ其国も大抵は似たる物なれば。おのづから韓と似たるゝもすべし。又韓吾ハ知らへるゝ

もすべし。いかでか一偏にハいふべからむ。首飾のゝ事も是に同じ。さて左衽のゝハ。今の河内国其土物のゝ知らば。所々其石人なども。古くみゆるハ多く左衽なる後。續日本紀に養老三年二月初令（メテ）天下百姓右襟（ヲクミ）とあると合せて思へば。これより以前ハ。庶人もみな左衽なりしゝ疑ひなし。抑衣服の制令は。推古天皇其時より見えて。此ゝを繼て法弟ハ漢国の制に知りて。持統天皇其時ハ百姓の服制もすべしに。其後養老にゝまで。左衽をバ改められざりしゝハ知るべし。是ハよりて思ふに。漢国も右衽にして。左衽をバ夷狄の風といやしむるゝなれば。よく思へバ実にハ

いづまをよしたまひしたまひ定むべきなれどもし
萬国みな左衽なるべきがゆゑに左衽にて宜しき理あること
なるべし。諸の異国の服みな左衽なり。又本より右衽の國も
ゆゑあり。あまねくハ知らせたまへ。他国をいかなるも所也。皇国の古へ
左衽なりしからハ。こゝも皇祖大神の定めおき給へる正しき
制なして。かならず給るべきの理をなることなりきし。かくて
もし萬国みな左衽なるむにハ。其中にてぞ一国のミ別に右衽
なるべきよしなれバ。漢国も共に上代を左衽なりけむを。聖
人の智術にて。むとり右衽に改めて。他国と異なるけぢめ
をなして。己が国を中国と。他国を夷狄といふ。しと

なしたるなるべし。然れ其中国ハ右衽夷狄ハ左衽となるべき
ゆゑをなきなすなれバ。いかでか是にかゝるべき。すべてかの国の聖
人といふものハ。かやうの新作をなして。天下後世にあぶむ
なるたぐひいと多し。然るを後人その右衽なるを以て。誠
に中国なるしぞと思ひあふとぶらう。後にかの国の
風をしたひなりて。右衽に改めたる国ともすべし。皇
国もかの書老の時に改めたまて。今ハ千有餘年右衽に
なれたるなれ。今の世のんにてハ。左衽をいかにも夷狄乃
風にて。正しかるまじ給ふと思ふ。然れども。左衽になれ
なれ又右衽をいかゞと思ふべし。実にハ何れを正しき。人の

んもて定むべきにあらず。何事も皇祖大神の定め給ひ
ぬる皇國の制ことまことに正しきにハあらずれ。古への左袵
を恥のめくしふ名るハ。漢国にをつくる後世のんこ。

喪葬

此段みな無稽の説也。おとゞくく論辨あれ。あまり事
長く形れバ。こゝには黙しつ。其説を呼むとならば。さら
に問へ。答ぬべし。

祭祀

天照大神梭を以て身を傷ゆじめふ。石窟陵也の前
に於て。天鈿女俳優をなす。これ又辰韓より傳る巫
をして神を祭らしむる古俗也。
梭可は身を傷ひて神(カム)ざりましゝハ。稚日女(ワカヒルメノ)等なるを。天照
大神とハいかゞ。かく所ぬく古傳を私に乱まていたゞ。何ゝ事か
いたれざらむ。又天照大御神の志だらくけしこゝりを坐ましゝ
石窟を。陵也とハいかゞ。そもくけ大御神をまたハち今日(コンニチ)までの
あらり天に ましくて。四海萬国を照し給ふ日の大御神に
ましくて。常(トコ)しへにましまする。辨をまたず。古傳昭々さ
る物也。然るに近世なまさかしき學者。例のからぶみ小理に
那づみて。これ神伝ぞることあらはず。こゝけ国土に在し上
古の人ぞと思ふから。くさぐ臆度の妄説をいひやゝもすれば

嚴御とかし。法陵のうちを論ずるハ。いとも加しおくゆゝ
しき狂言ゝ。そし此大法神嚴御ましまさむかハ。天地は
黒闇と成りて。たちまち此世は泥ろびうせぬべきものをや。
ひるかしこゝ。又天鈿女の俳優を。辰韓より傳ふる古俗ゝ
とハ。俗の牽強の惡しき。辨をまゝらぐ。

神籬を比毛呂岐と訓ずるハ。もと新羅の辭なして。
それを假て用ふものゝ。殯斂韓言比毛呂岐ゝ。天日槍
が携へ來ゝる熊神籬も。その父祖の主なること知べし。

殯斂韓言比毛呂岐ゝとハ。例のさらに搜なきことゝ。ヒムとヒ
モと通じ。ヒとロと通ずるから思ひよれる妄説ゝ。すべて

論者の附會みなかくのめし。かゝ法ことをいひて。其の愚人
をまどハさむとするゝ。いとゝ詐さまし。熊神籬の
るは。性年或人は名を疑ひて問へるに。答へたる考へて。吹
むと思ふ人は別に回べし

磐境ハ墓をいふゝ。こゝ磐境の字は言波安加なれど。
又つひに墓字の訓となれり。

又例の妄説ゝ。こゝ下文に引出たる古事記の婆々迦末を。
強て墓は末の義とせむとて。思ひよれる附會ゝ。そはイハ
サカのイハを上略されバハとなり。サカのサはアと横通の
言なるから妄にこれを磐境の字言といひなして。愚人を

ばざむ人なるものゝ。かしも知識ばかりむ人。かゝる後をかゝる説
を誰かハ信ぜむ。
天照大神御陵。日本紀以下に見へたり。按に當時天照大神
皇居大和國高市郡にはあること日本紀に依て知べし。然
もしば葬りたまれる地も。他國にはあらざること知べし。和州
所々記せる物に天香山を天隠山とも出ゞ所よりれば。天の
隠(カグ)れ所山にて。天照大神の御陵なること知べし。續古今集
に云く神武紀に云く
神別記といひて近世僞作せる書に。天照大神所都ハ高市郡
といへるを。或人天祖都城辨といふ書を著し。こゝを破し

て。大神の都を大和國といひて。種々の說を擧たるを。おのれ又
其非を辨じて。天祖都城辨々と名づけて一巻を。今論者のいふ
とこゝ例。多くかの或人の說に都せるなに今くはしくハ辨ぜず。此
大御神の御陵所なりをいふか非なるよしも委しく辨々にいへり
又大和に高市郡又天香山ありこと云ハ。天上なる高市香山を擬し
たる名也。そもそも大和國ハ後に皇居たるべきなり。神代より幽契
ありし趣。注ゝに見えたれば。天香山などハ。神武天皇以前よりも
既に此名ありと見えたり。又香山を隠山と出ゞるも。古出に云ハさらに
無きことゝ。隠(カクル)所ゝハ清音香山(カグヤ)のグハ濁音にて。かゝる所清濁も
古言ハ精厳なるを。混淆していふも後世の俗解也。又續古今

集の前を引たるハ。さとかをさ如し。後世の前ハ如とよりかや
うなるの説とするにあらざるべし。此前の意ハ風土記の此山
天上より降りとするをよりあるにこそ可也。又神武紀の
云々の事のめきハ。天上の靈區を擬したる山なるが故也。

和歌

掛かハ雲の詠素戔嗚尊の御詞なれバ。三十一字とも小辰韓
の辞なること知べし。云々王仁難波津の前も是の同じく。
難波津かといふハ此邦の地名。咲やこの花の下ハ。みな百濟の
詞なること知べし。されバ文字の多寡によらず。前は韓
の古俗なること明らかし。

此條などハ辨ずるにも及バず。甚しき強説とハ。あれもよく
あれつべし。但し此にはほの前を。世に王仁が作といふにつきてハ。い
さらか疑ひをなす人もあらむか。かの前ハ王仁が他にハあらず。後の人の
他なること疑ひなし。すべて前ハ。さとも詞も。その時代々の如き
なるべし。あらそひがたき物なるに。此前ハ決して意神仁徳の御世などの
風調にあらず。なるかに後の口つ紀なれバ。かの前の御屋の名
をそれバといふ前ハ。延喜の御時日本紀竟宴の。時平大臣の前
のまこし訛まる物なるを。仁徳天皇の御製といひ傳へたる
ぐひにて准へ知べし。さとひ王仁が前にもせよ。皇朝の余りて三
十年にも及びしころ此ものなれバ。こゝの語言をもよく取る

ひねてよみなりとせむも何なりけむ。又須佐之男命を
韓人ぞといふも。もとより論者の私ごと(ワタクシゴト)にて。儒仏に據もなき
ことなれバ。八雲の詠も辰韓の詞ぞといふも。辯を費すにもおよばず。

国史

日本紀をよむ人ハ。先づ此書のはじめハ辰馬の二韓より起り
け。かゝる弁韓の事をおもひはかるべきにこそ。それをいつ
すさびしてよまざれバ解しがたくぞ
此教言にて論者全躰の惑ひをみつから取りしりぞけたるをも起さ
とくあり。冨士山の上より見れバ。朝日の出るさま。阿弥陀如来三尊の
出来迎なりとて。かの山にのぼる人皆ひたすらに拝むことぞ俗説に

まどへる人の目にハ。いかにもかの三佛の形のごとく見ゆるぞ。今の論者
の見もこれに同じ。日本紀をことごとく三韓の出来迎ぞと見て
見る故に。ことごとく三韓の出来迎と見ゆるなれ。まことに然る
べきことぞ。日本紀をすべて儒仏の潤色多く。巻首に古へ天地未割云々
のたぐひハ。全く儒籍をとれりといふことなれバ。誰かこれをしら
ざらむ。此説のごとくによりて疑ひをおこすハ。尊道の学者の見
解にて見えつべくしかれバ。又かゝるたぐひの似たる事なるに
よりて疑ふもいはれしなれど。おのづから似たることも符合せ
なることもあるべからむ。似たるをもて疑ハバ。佛書にも様よく
似たることも多かるをや。すべて古言古事を詳にせずして。

古事記とお思ひてよくみるとおもふ。うたがふべきなるも多く。解せぎといふことなし。然るに論者三韓より起るとみんざれば解しがたしと思ふは。古事に昧くして。古云古言を明らむることなきはべた。ぶ漢言に多づ然る先輩の註釋につきてみるなれば。おとづくく疑ひまして解しがたきなり。第四の韓よりもひらけたりと心得たるべし。かくていづくとも生論を立(タテ)とおさむとするから。さぬぐ牽強附會の説を取して。みづから見えぎ思人も笑ふべきわどの儀なるなるを其をさへいふに至れり。又其べて神代のことを疑ふも。みな漢籍の小理に溺れて。おのが小理にしらんを先(サキ)とするがなし。此漢籍の癖(クセ)を清くはなれて。一たび古学に入て古云古言に明らかなるべしがおのづから疑ひもみな晴ぬべきわけをや。

古事記の序に天武帝云々

是はまことに行たれる論也。然れども論者のとれることといふさらに異也。さよしは古事記僞書二巻にいへるを考へて知べし。又序にかくのぬき詔命のなるを以て此記の正実にして虚僞なきなるを説すべし。

姓氏録序に云々三韓蕃賓称日本之神胤云々

此文のことは。古三韓より帰化せし人の子孫の。先祖を僞りて。皇国の神の御末ぞといひなせるまぎれのましをいふ也。然るを論者これを逆にとり取して。さやうのまぎれのなるも。もと須佐之男命の韓の人なることを。掩むかくしより起りといへる。例乃

給ひしとぞ。又論者の言けるは。須佐之男命を。日本紀に記されし
ごとく。初より此国の神として。新羅へ渡り給ひて。かの国に
いませる御子孫としても同じことなれど。もと辰韓よ
り出たる神といふ證據は。少しもあらぬことなるをや。

應神帝の所出をかくしたる

此天皇の所出をかくしたること。何の書にもいまだ見あたら
ず。古事記にも日本紀にも仲哀天皇の御子とのみいふことは。皆
明らかなり。然るに論者今かくいふは。上の皇統條に。此帝の御事を
いたく疑ひしといへれば。仲哀天皇の御子と申すは僞にて。實の
御父を隠したりといふことなるべし。抑此天皇。仲哀天皇の御子に

おはしゝといふことは。近き頃の狂儒も稱へいへり。すべてかゝることにおよ
びて。ことさらに彼国をたふとくせむと思ふともがら。吾皇統の神代よ
りつゞかせ給ふことを妬みて。何ことをもありもせぬことを出でていひ破らむ
とするなめり。かゝる邪説をも巧に出せるなれ。そは日本紀に仲哀天皇
は九年春二月五日に崩ましませり。かく崩ましまし此條に崩のよしを邪説の疑ひの始めと
し。さてその九月に皇后開胎(ウムガツキ)とあれば。此御懐妊は八年の十二月より
然るなるに。應神帝の御誕生は十二月十四日なれば。十三箇月にあたられ
り。又かゝる例は後漢書魏志などに。此皇后の御ことを年長不嫁事
鬼神道能以妖惑衆於是共立爲王侍婢千人少有見者唯有
男子一人給飲食傳辭語といへる。この男子一人を疑ひしといふ

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-II　ガラス使用

授とせるか。大かたこれらの外に疑ハしといふべきものなし。抑此父
天皇の儀に罪給ひしハ。神の法とが免によりて。又懷姙十三箇月
して生るゝハ。今も行るゝ事にて。免づらしからぬ。殊に此時の法るゝハ
行るゝもみな。神の志と思ふ法はうらひなれど。さらに凡人のうへを
もてとかくやすべきに行らぬ。然るをうの漢籍どもに。事鬼神道
能以妖惑衆などいへるハ。戎狄の人ゝぞ尋常の小理になづきて。皇
神の道の霊異(アヤシ)をしらざるがなに。此皇后の神の法教に
志ゝかひて。齋祀をおごそかにし給ひ。さるべく霊異をしたるゝなど
をほのかに傳へ聞てけやしみ思へるなり。又かの侍婢千人ゝ其の女王ハ。筑
紫の偽僭の者の志ゝなるを。魏の使それにけざむかれ給ふる

明也ハ。男二十人ゝも論にならぬるゝ。此ゝ事もされさ事に取戎慨云
に委く辨ぜり。もしこれにて法とるべし。されバ意神天皇仲哀
天皇の法子にまし給ひこと。何の疑ハしきゝ事ゝ行る。もしこれ
我志ひて疑ハしといはゞ。天下古今の人の父。みなうゝかゞ
しといふべし。

素戔嗚尊ハ辰韓より渡り給ふなに。新羅を父母の根の
國といふ

こゝ是ハ神代紀に。吾欲從母於根國と此神の所給へるゝ。根國
といふは夜見(ヨミ)の国のゝ事にて。伊邪那美命のまし給ひなに。從母と
給ふ事へ。古ゝ紀にも同じく妣國(バノクニ)とこそ行れ。父母の国とのゝ

ゐへるるすハ。何れ書ゟもみんくざ法を。母ばかりの国といひてハ。人の信ぜまじ事を恐まして。私に父字を加へてまぎらかせる巧こそをこなき。そのうへもし根国といふが新羅にして。此神を国より渡りゐることを掩むかくせ物ならバ。母国とも記さるべきに何らぞ。況や父母国といひてゞ記されむ。かやうのなるすをよくも思ひたりしまして。みだりゟいへるなゟ。皆志ひざとなることの何らいるゝぞかし。

しまうのことハ。書をよむ人の眼高からざれバ。共ゟ誤じがたく。癡人の前ゟ愛をとくがめし。

こゝ又近代普通の学者の常の見解ゝ。えらすら強て皇国をいやし先おとしを眼なしとんぬるハ。返りて眼もんも卑くして。漢籍ゟおぼき惑へるなん。今一層眼を高くしてみよ。その非をさとるべし。コが古学の眼を以てみれバ。外国ハすべて天竺も漢国も三韓も三韓の国とも。みな少名毘古那神の何るすをも始先あへる物とこそ思いるれ。さきバ漢国にてさとぐ志くいふなる伏羲神農黄帝堯舜なども。その本ハみな此神よりぞ出つらむを。かの国などにハ神代の傳説を失ひて。今ゟ至るまで。この始先をしらぬこそいとあしけれ。此るすハ猶くハしき考へまていふものゝ。されどもゟかくゟからぶこのまどひの除こらぬ人ゟハ。まことに癡人前ゟ愛をとくがむとくゟ如む。

天明五年乙巳十二月

本居宣長

あ常れう人の物語

今ハむかし。何先つちの池とて。いと大きなる池の国とりに。安れたる
ろ女つかる人とより何ひて。何くまとむかし今れ物がたりしつゝ。
まゞみゐをる。中に年おいたる。むかしその池たりしほどより
始先よくたり居て。五十年ばかりにもやぬぬらむ。そのをりハ又なり
きかゝる記。此年何まりさ記よはそいみじくをくて。此池た
とゞくくにこゝりわたりて。そのむれう人を人のかよひあるとおし
るすもをき。その後又みな月ばかりに久しくむでりれしたる
し年ハ。あのこり明くかまにしぞかしるど。とし久しく明りぬ
ばるすたを。いとよくおぼしゐてかたる。池の面にハみ常どもさゐ

げまいと志げる中に。まなびなとてよに先でゝ見物に出る事
れ。りのより志とに先に見ちて。こゝかしこに生(オヒ)まじまて。さゝちよ
げに行かえる。夕雲れ玉のむりにりてはやされて。いとまぐ
しくおりしろくみえさるを。東れうのみぎハにちう見一
本なむ。こよ見くかじ来ていとまだらに。西のうゝなるがむろ
ごりきゝるにおしきゝれて。をれぬしなど志るく見の本よ
里まぐいとちひさ見ゆ葉の。むとりふゝろ所れうへにはつかに見
えゝるを。この翁先とゞめて。大かゝ此池にまなびぐさとてかくいと
志げくハおひ来て行まぐも。まさし見ハ此先ぐそめゝる。一本
の中れ見ゆ葉のそこをゝ行ま。いとよく似てハ行ン先れぞも。にし此

うゝなるハみなむぢちのまはあらびなむ行る。まさし見学(マナビ)葉(ガサ)ハ。まこ
とだなとて。よにまぐまゝる花なむ行くを。とし。ごろ池のあゝぬる
そゝる葉にや。ゐてさゝげ取りぬる哉。この荒葉のかく生出そめ
つるハ。あも寒く取まて。いま又花さ見ぬへきにてあゝハ見れ。むりし此
ゐ○どもまれそめしも。まろハよくさまるをやなど。さまりにかゝる。
かくいふおきなが名ハ。かゝよのみふゝとぞいひける。やゝく暮ゐくまゝ
に。ほゝるどもむりに出てとびちがひ。こゝかしこ所ゝ葉れうへ。あも志
げくみえゝる中にかれかじけゝる一本れまれびちよの中なる荒葉
れをしに。こゝむとつまがりゐゝる。名ハ大やまとのまさ来。いとちひ
さくかひなげなるほゝづゑをつ見て。此物ぐゝりをきゝいるをり。

又西のかたにむろごとゝるうれ茶どもふハいとにつゆゝるゝ中
ふ。かゝごろの狭麻呂（サヽロ）といふ。此東なるとうだのうへにとびうつり来
ていふやう。まうとハいとおろかなるものかな。いの翁が物語ハ。みなそら
ごとにてそなり也。人のいはちよ。これらがよになずらへて思ふに。いかに其
くとも一とせのほどにハよもあるじを。五十年ハもぬらむなど
とて。此池のたじ丸のるをしも。こんらりをむやうにかゝりなれ
こと。又こゝりといふ物ハのて。此あるの上をふまつりなつるなど。其
べてはるしとゝりなるべくもなりけれ。又花さくまことのまなびまな
ハ。此まうとがぬるとう茶ぞといふなるも。もはらうけらもしれ。こ
れらがぬる西のこそ。くれも茶もこゝ物くらうハしくさかえて

ハなるれといへだ。ぎふいとなりやしく丸づらかなるゝとハこもしも知
けど。人といふもの。こよなく命ハながぐ物るものとしきまハ。五十
年なるゝれこと。かならばしるまじ。其さゞ丸がらくなむ。又
さバかりむさし。紀よりをへかくむほどにハ。ちゐぐ丸づらかなる
るゝ其も。なまどかなりむ。これらいとはかなきいはちにて。其秋を
ふにしらぬこれ。あふけなくいかでかハ人のうへをバるハやすくお
しはかりしるべきといふに。さまろうちこらひて。さはこの池乃
うちに。蟻こそ其れほどよりうまれ出て。命ちきものハなり
也。いでかくらひ来てしるゝさゞ丸むといへバ。かゝへなるみくさ
れかげよりも。漢経史（カンケイシ）なるハ聖賢（セイケン）とかいふ。おとなくしげなる蛙

さび出来て。何なかゝるまへ。なにごともおのまゝよくしまり。けみぎはかむりし物語をする人どもハ。けるど暑くなりてこそ。さぐみにそてけるゝりにハ不計先くなれ。いかしうづきのこ後までハ。さらに人といふものゝ見しざりし物を。去年よりなるゝ社とをいかでかしらむ。このまゝおびなれるゝまゝそめし世のるゝるど。しりがるにかゝるゝそいとをこゝろれ。すべてけ池のあらくさどもハ。いづまも〳〵この春おのがいときゝかりしほどにこそ法のぐこそ先しか。それよりなるゝかなでふ草葉かハなうむなど。さいとおるくいとかしかるしく呼つゞくる後。みぎはなるおきゝ物ゝ〳〵と呼ゝ居て。

おひそ先し相ざしもしらでゝ法なび草まゝ葉れうへを何かなうそふ。あるはかゝとぞ。夜むしかたげのゝるとひハしも。さいとぬるとかゝれど。をりしくおりひ出らるゝまゝに。草乃ついで二むらこむられらゝるかみの有事法ハ

文政四年辛巳五月發行

書林

京都三條柳馬場東エ入ル　堺屋仁兵衛
同　三條寺町西エ入ル　堺屋嘉七
勢州松坂日野町　柏屋兵助
紀州若山新通二丁目　帶屋伊兵衛
同所　新通三丁目　綛田屋平右衛門

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鉾狂人』請求記号 210.3-To339Mk-II
力ラス使用

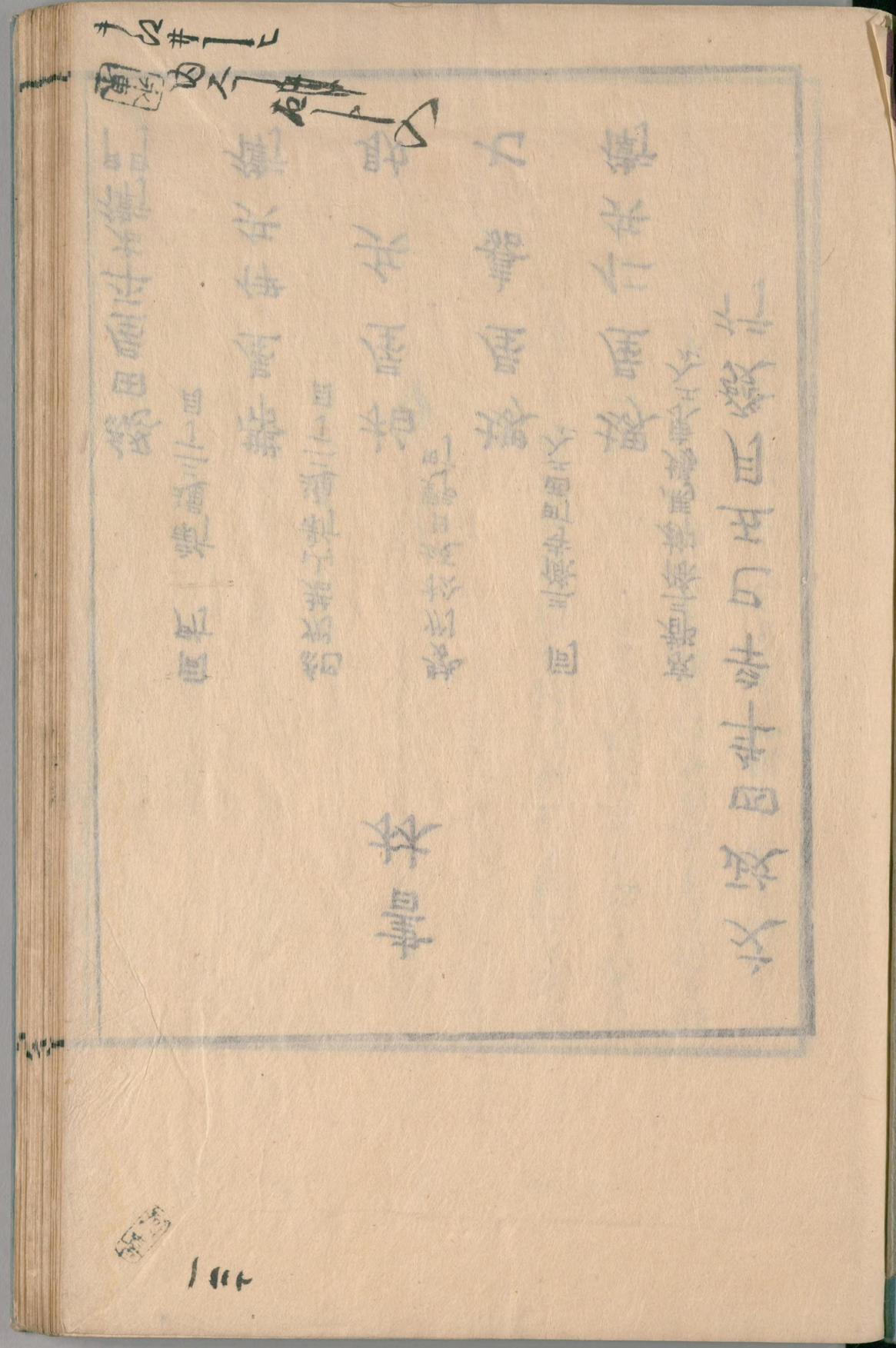

文政四辛巳歳
秋八月
発行所
書林

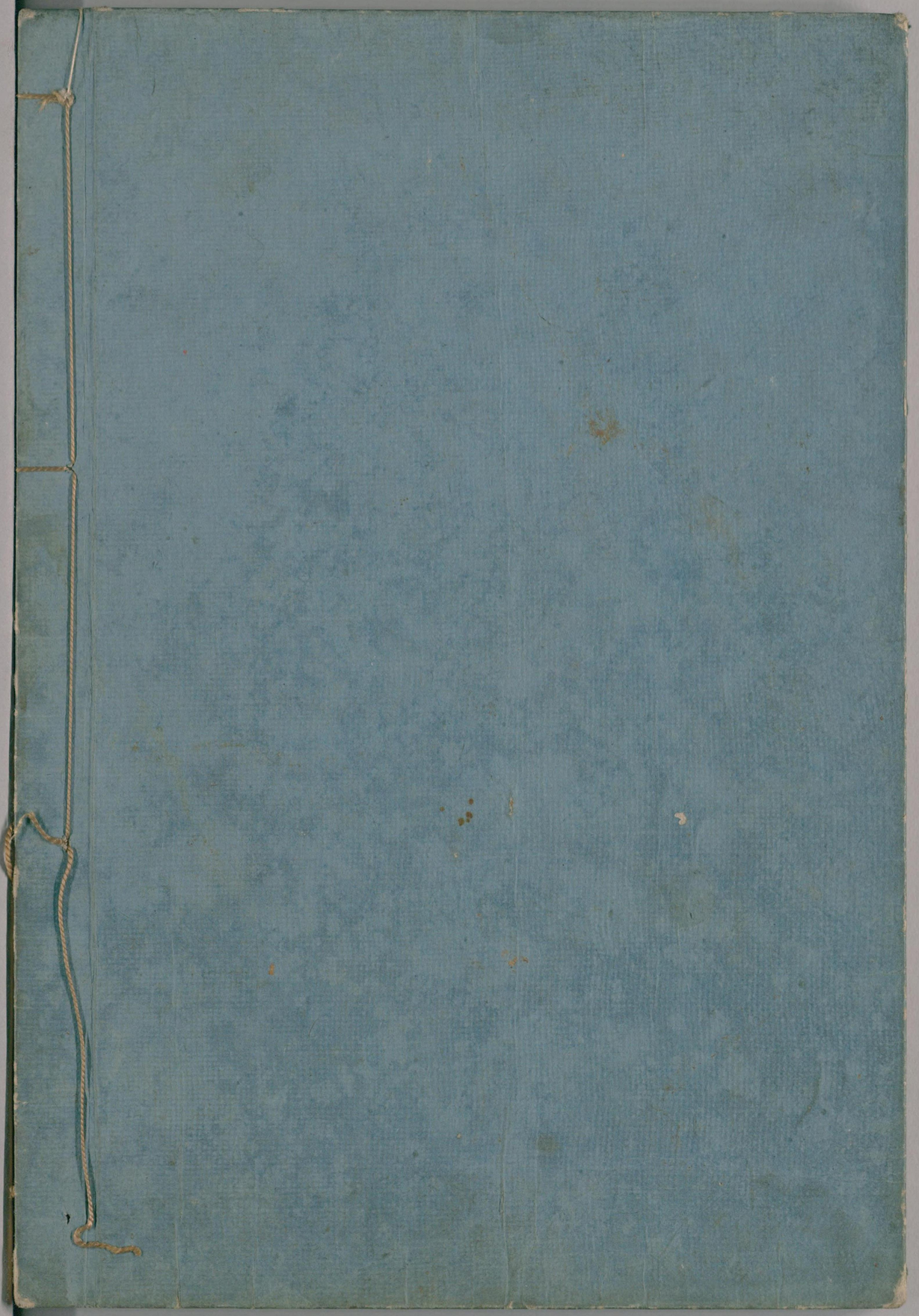

国立国会図書館　　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk-Ⅱ

ガラス使用